令和8年度版

市　税　概　要



高　梁　市

高 梁 市 民 憲 章

平成17年　9月　7日　制定

わたくしたちは、美しい山々と清流にはぐくまれた高梁市を愛し、
豊かな伝統文化を受けつぎ、平和で明るいまちづくりを進めるために

た　互いに助けあって、豊かなまちをつくりましょう。
か　輝かしい未来を築く青少年を育てましょう。
は　働くよろこびを感じ、健康と安全を大切にしましょう。
し　親切と感謝の心で、おとしよりに尽くしましょう。
し　自然を守り、伝統文化を高めましょう。

◆市の花「さくら」

「さくら」は万葉の時代から私たちの生活、文化に深くかかわっており、夢と希望と期待の花と言われています。本市においても先人が慈しみ育てた「さくら」の名所が随所にあり、美しく豊かな自然を育てる市民の心の象徴として、市の花を「さくら」とし、愛着と誇りある郷土づくりを進めます。

◆市の木「あかまつ」

「あかまつ」は、この地方を代表する樹木のひとつで、 長寿を象徴するものとして古来より尊ばれ、土地に刻まれた深い歴史を静かに物語っています。四季を通じて緑をたたえ、風雪に耐え成長する「あかまつ」を市の木とし、本市の限りない発展を願うものです。

◆市の鳥「ヤマセミ」

「ヤマセミ」は、九州以北の山麓から山地の渓流に生息しており、県内では特に高梁川本流、支流に多く生息しています。　近年、河川の汚れや環境の悪化に伴いその生息が脅かされつつあります。高梁川水系のシンボルとして、市の鳥を「ヤマセミ」とし、市民みんなで美しい環境を守っていきます。

※市章（表紙）

限りなき紺碧の大空に躍進する高梁の頭文字（文化）Tに、観光松山城を偲び、産業資源（松葉で示す）は広く海外（生産）に伸びて（四方尖端）いる高梁市を表徴す。

都市像　『健幸都市　たかはし』

本市では、急速な人口減少と世界に類を見ない少子高齢化という大きな課題に直面しています。また、世界規模での気候変動に起因する自然災害の多発、ＡＩ、ＩｏＴといった先端技術の急速な進展、新型コロナウイルス感染症の蔓延などが、人々の暮らしや働き方に大きな変革をもたらそうとしています。また、人の価値観も「モノ」の豊かさから「心」の豊かさへ変化してきています。

平成22年3月に策定した「高梁市新総合計画」では「ひと・まち・自然にやさしい高梁」を都市像として掲げ、受け継がれてきた「人」「まち」「自然」といった財産を大切にし、地域の伝統や文化を守り、産業を育て、次の世代に自信を持って伝えることができるまちづくりに取り組んできました。

このまちづくりの方向性を継承しつつ、社会情勢の変化に対応し、人と人とのつながりを大切に共に支え合い、豊かな自然や文化を守りながら、地域への愛着と誇りを育み、住民が健やかで幸せに暮らし続けられる高梁市の実現をめざし、都市像を「健幸都市　たかはし」とします。

なお、「健幸都市」とは、身体面の健康だけでなく、住民が生きがいを感じ、地域への愛着と誇りを持って、心豊かに暮らせるまちと定義します。

目　　次

1　高梁市の概況
(1)高梁市の位置・面積　(2)人口と世帯の推移 …… 1

2　税務行政機構等
(1)行政機構図　(2)税務課事務分掌　(3)税務従事職員に関する調 …… 2-4

3　財務
(1)令和8年度一般会計当初予算構成比 …… 5
(2)令和8年度一般会計当初予算額　(3)令和8年度一般会計当初予算構成比(市税) …… 6
(4)自主財源と依存財源の比較　(5)基準財政需要額等比較表　(6)財政力指数の推移 … 7

4　市税負担状況 …… 8

5　市民税
(1)徴収方法等の推移　(2)所得区分別の推移 …… 9-10
(3)課税所得金額の段階別構成比　(4)法人市民税 …… 11-12

6　固定資産税・都市計画税
(1)納税義務者数の推移　(2)調定額の推移　(3)課税標準額(法定免税点以上)の推移 …… 13
(4)地積(床面積)・評価額の推移　(5)土地(地積・評価額)の地目別構成比 …… 14
(6)宅地用途地区別地積・評価額調(法定免税点以上)　(7)家屋の新築状況(増築含む) …… 15
(8)住宅用新築家屋に係る軽減税額調　(9)国有資産等所在市町村交付金 …… 16
(10)固定資産税課税台帳閲覧者数等の推移 …… 16

7　軽自動車税
(1)車種別課税台数　(2)調定額と1人(1世帯)当たりの台数 …… 17

8　その他諸税
(1)市たばこ税　(2)鉱産税 …… 18

9　国民健康保険税
(1)被保険者・被保険世帯数の推移　(2)被保険者・被保険世帯の負担状況 …… 18

10　徴収
(1)督促状発送件数　(2)督促手数料・延滞金収納状況　(3)財産差押等の状況…… 19
(4)交付要求等の状況　(5)岡山県市町村税整理組合　(6)岡山県 …… 20
(7)市税等欠損処分の推移…… 21
(8)市税等調定及び収納状況の推移 …… 22-23

11　納付方法別収納状況 …… 24

12　証明・閲覧手数料の推移 …… 24

13　収納機関・口座振替・納期限
(1)公金収納可能場所　(2)口座振替…… 25
(3)納期限及び口座振替日…… 26

14　税率の変遷 …… 27-28

≪関係機関一覧≫…… 29
≪用語解説≫…… 30

1　高梁市の概況

（1） 高梁市の位置・面積

市役所の位置	岡山県高梁市松原通2043番地 〔東経　133°　35′　11″ 4　／　北緯　34°　47′　17″ 0 〔海抜　62.93m
市　の　面　積	546.99㎢　（ 東西　35km ／ 南北　30km ）



※平成16年10月1日に、高梁市、有漢町、成羽町、川上町、備中町が合併し、新「高梁市」となりました。

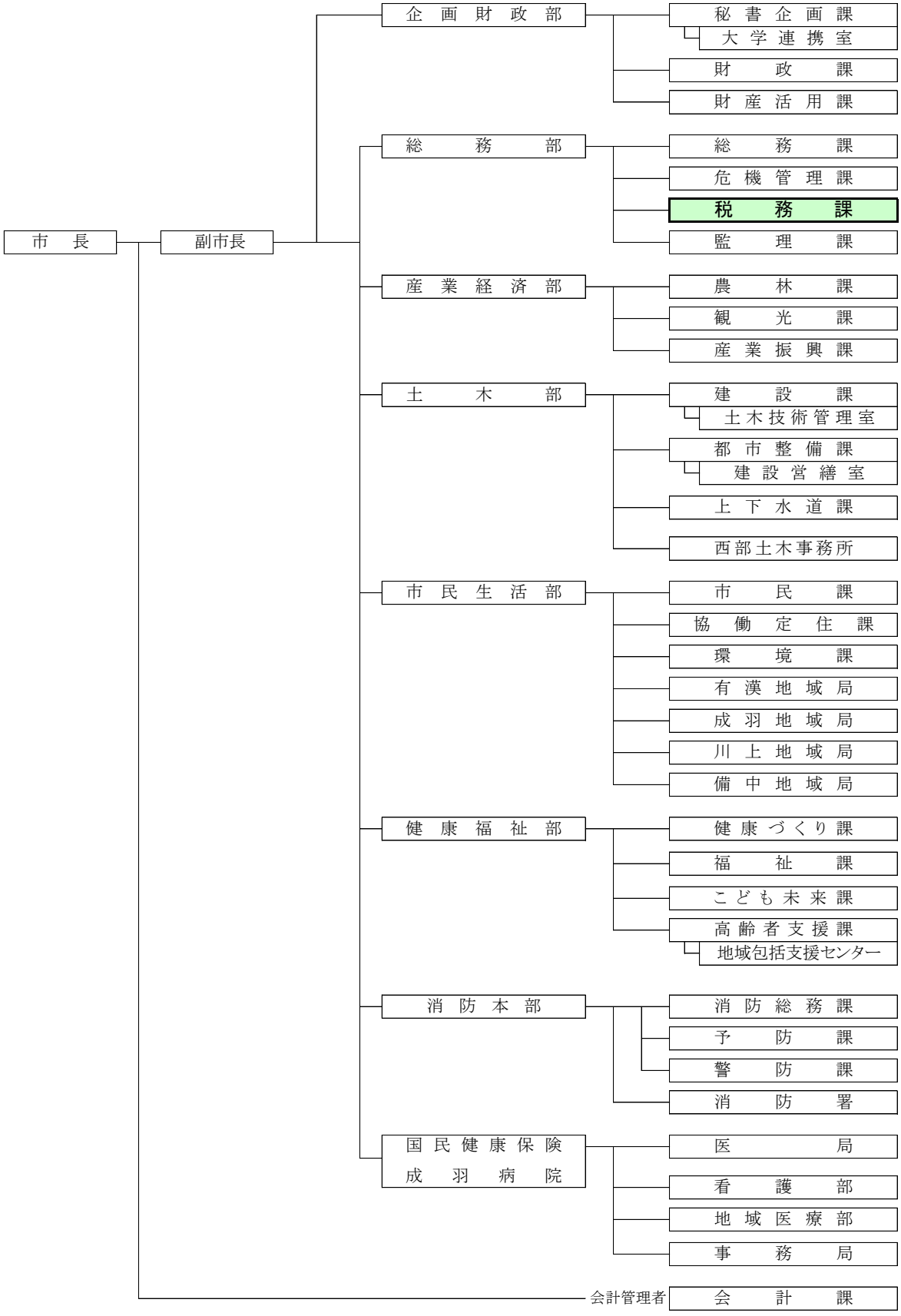
（2） 人口と世帯の推移

（3月31日現在）

区分 / 年	人　口 (人)	世帯数 (世帯)	人口密度 (人／㎢)	一世帯当たり人員 (人)
令和　4年（ 3年度末）	28,022	13,760	53.0	2.04
令和　5年（ 4年度末）	27,358	13,589	50.0	2.01
令和　6年（ 5年度末）	26,497	13,269	48.4	2.00
令和　7年（ 6年度末）	25,722	13,010	47.0	1.98
令和　8年（ 7年度末）	24,987	12,784	45.7	1.95

2　税務行政機構等　（令和8年4月1日現在）

（1） 行政機構図（市長部局のみ）



（2） 税務課事務分掌

係　名	事　務　分　掌
【収税係】 直通電話 0866-21-0215	(1) 課内の庶務に関すること (2) 納税思想の普及に関すること (3) 市税等の収納督促及び滞納処分に関すること (4) 税の徴収の嘱託及び受託に関すること (5) 市税等の諸証明に関すること (6) 固定資産評価審査委員会に関すること (7) 課内の他係に属さないこと
【市民税係】 直通電話 0866-21-0214	(1) 市民所得の調査及び申告並びに市民税、保険税(保険料)の賦課及び減免に関すること (2) 市民税及び保険税(保険料)過誤納金の還付に関すること (3) 市民税の特別徴収に関すること (4) 法人税の申告及び納付に関すること (5) 軽自動車税に関すること (6) 課税物件の標識等に関すること (7) 他係に属さない市税等の賦課等に関すること
【資産税係】 直通電話 0866-21-0216	(1) 土地、家屋及び償却資産の調査評価に関すること (2) 固定資産税並びに都市計画税の賦課及び減免に関すること (3) 土地、家屋及び償却資産等の課税台帳整備縦覧に関すること (4) 国有資産等所在市町村交付金に関すること (5) 特別土地保有税に関すること (6) 地籍図の管理に関すること

（3） 税務従事職員に関する調

ア 税務職員数

（単位：人）

役職＼係等	統　括	収 税 係	市民税係	資産税係	合　計
課　長	1				1
課長代理	1				1
課長補佐 主　幹		1	1	1	3
係　長			1	1	2
主　査					0
主　任		1	1	2	4
主　事		2	3	1	6
合　計	2	4	6	5	17

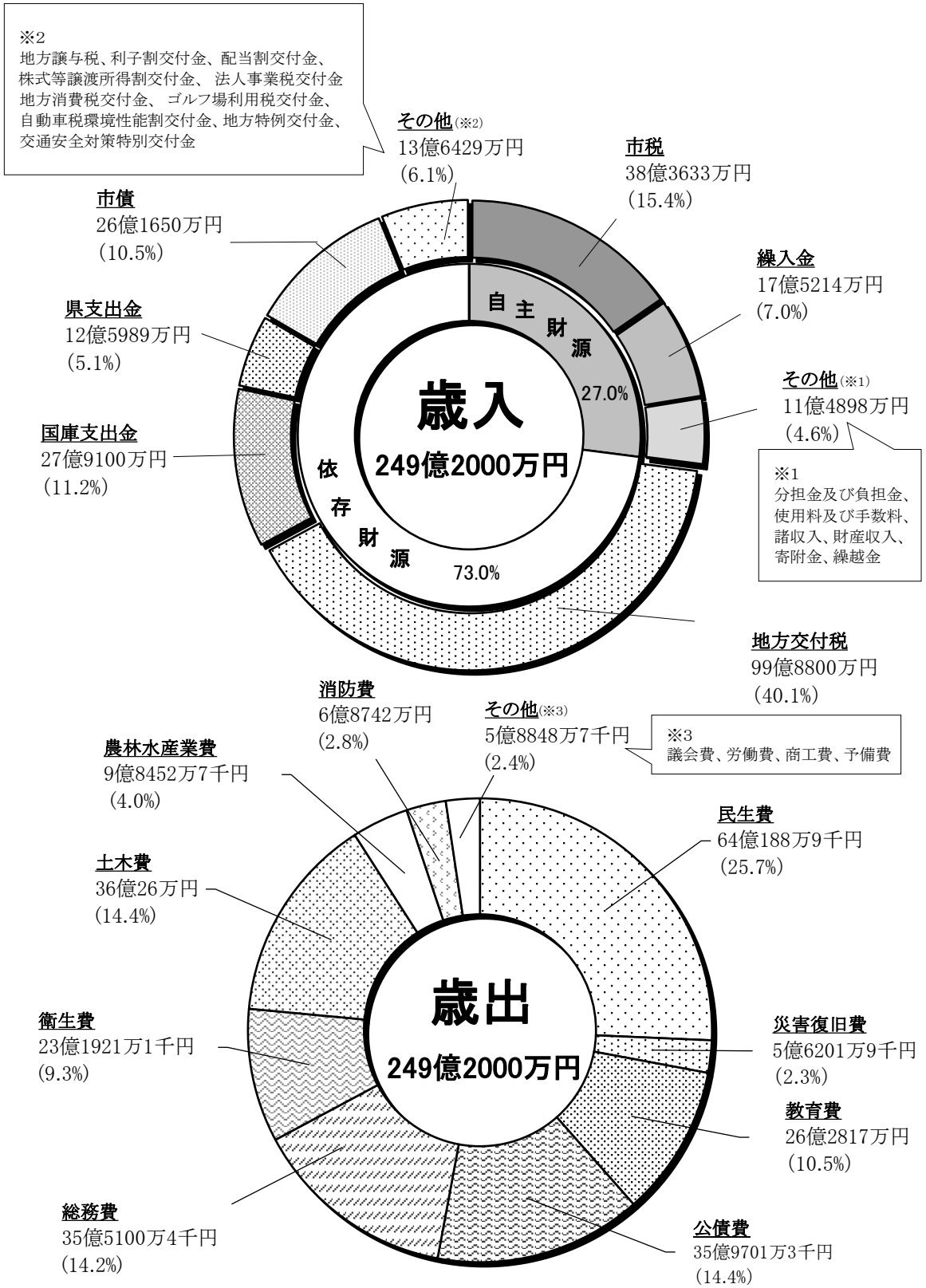
イ 税務従事職員（徴税吏員に任命された職員を含む）の特殊勤務手当

○ 徴収及び滞納処分に従事した期間が1日のうち2時間以上のとき支給する

○ 1日につき　250円

3　財　務

（1） 令和8年度一般会計当初予算構成比



（2） 令和8年度一般会計当初予算額

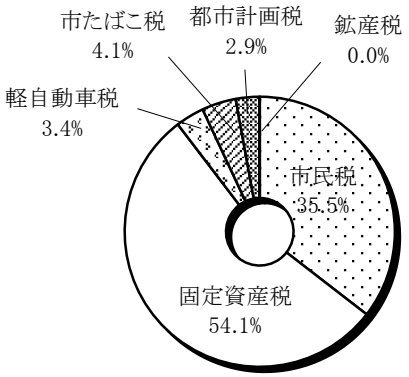
（単位：千円）

歳入			歳出		
款別	予算額	構成比	款別	予算額	構成比
市税	3,836,333	15.4%	議会費	169,959	0.7%
地方譲与税	385,423	1.6%	総務費	3,551,004	14.2%
利子割交付金	6,900	0.0%	（うち徴税費）	(223,625)	(0.9%)
配当割交付金	33,900	0.1%	民生費	6,401,889	25.7%
株式等譲渡所得割交付金	47,300	0.2%	衛生費	2,319,211	9.3%
法人事業税交付金	89,300	0.4%	労働費	20,751	0.1%
地方消費税交付金	876,428	3.5%	農林水産業費	984,527	4.0%
ゴルフ場利用税交付金	7,700	0.0%	商工費	387,777	1.6%
自動車税環境性能割交付金	7,600	0.0%	土木費	3,600,260	14.4%
地方特例交付金	70,000	0.3%	消防費	687,420	2.8%
地方交付税	9,988,000	40.1%	教育費	2,628,170	10.5%
交通安全対策特別交付金	2,614	0.0%	災害復旧費	562,019	2.3%
分担金及び負担金	79,151	0.3%	公債費	3,597,013	14.4%
使用料及び手数料	347,672	1.4%	予備費	10,000	0.0%
国庫支出金	2,790,997	11.2%			
県支出金	1,259,885	5.1%			
財産収入	79,347	0.3%			
寄附金	335,344	1.4%			
繰入金	1,752,138	7.0%			
繰越金	1	0.0%			
諸収入	307,467	1.2%			
市債	2,616,500	10.5%			
歳入合計	24,920,000	100.0%	歳出合計	24,920,000	100.0%

（3） 令和8年度一般会計当初予算構成比（市税）

（単位：千円）

税目	予算額	構成比
市民税	1,360,894	35.5%
固定資産税	2,077,584	54.1%
軽自動車税	131,299	3.4%
市たばこ税	156,756	4.1%
都市計画税	109,700	2.9%
鉱産税	100	0.0%
合計	3,836,333	100.0%



（4） 自主財源と依存財源の比較 （令和8年度一般会計当初予算）

（単位:千円）

自主財源		依存財源	
市税	3,836,333	地方譲与税	385,423
分担金及び負担金	79,151	利子割交付金	6,900
使用料及び手数料	347,672	配当割交付金	33,900
財産収入	79,347	株式等譲渡所得割交付金	47,300
寄附金	335,344	法人事業税交付金	89,300
繰入金	1,752,138	地方消費税交付金	876,428
繰越金	1	ゴルフ場利用税交付金	7,700
諸収入	307,467	自動車税環境性能割交付金	7,600
		地方特例交付金	70,000
		地方交付税	9,988,000
		交通安全対策特別交付金	2,614
		国庫支出金	2,790,997
		県支出金	1,259,885
		市債	2,616,500
計	6,737,453	計	18,182,547
割合	27.0%	割合	73.0%

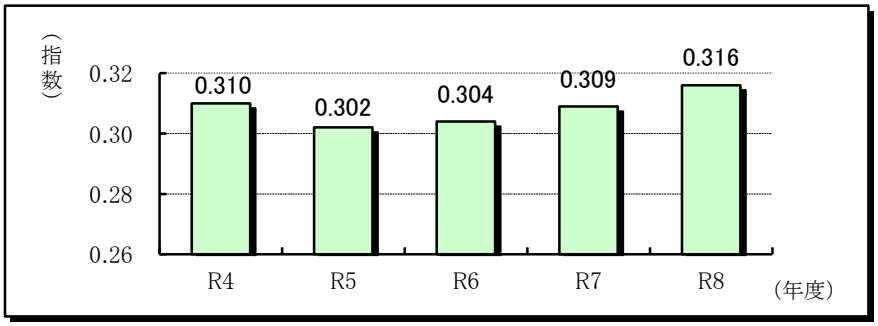
歳入合計	24,920,000

(5)基準財政需要額等比較表

区分 / 年度	基準財政需要額 (千円)	基準財政収入額 (千円)	普通交付税交付額 (千円)	財政力指数
4	12,776,986	3,959,896	8,799,227	0.310
5	12,913,255	3,897,322	9,015,933	0.302
6	12,941,378	3,928,857	9,005,862	0.304
7	12,979,523	4,015,426	8,964,097	0.309
8	13,085,329	4,133,883	8,975,680	0.316

※令和8年8月現在(財政課より)

(6)財政力指数の推移



4　市税負担状況　（年度末調定額　現年）

○法人市民税、たばこ税、鉱産税は申告制で大きく変動する場合があり、同列で推移を比較するため、各年度末時点の調定額を用い、人口数・世帯数（1頁参照）で除し、1人当たり・1世帯当たりの負担状況を算出したもの。

年度/区分 / 税目	3			4		
	調定額（千円）	1人当たり（円）	1世帯当たり（円）	調定額（千円）	1人当たり（円）	1世帯当たり（円）
市民税	1,454,134	51,893	105,678	1,353,410	49,470	99,596
（個人）	1,158,241	41,333	84,174	1,176,668	43,010	86,590
（法人）	295,894	10,559	21,504	176,742	6,460	13,006
固定資産税	1,956,978	69,837	142,222	2,027,406	74,107	149,195
軽自動車税	132,639	4,733	9,639	135,174	4,941	9,947
市たばこ税	189,332	6,757	13,760	171,723	6,277	12,637
鉱産税	123	4	9	104	4	8
都市計画税	106,018	3,783	7,705	109,927	4,018	8,089
計	3,839,224	137,007	279,013	3,797,745	138,817	279,472

年度/区分 / 税目	5			6		
	調定額（千円）	1人当たり（円）	1世帯当たり（円）	調定額（千円）	1人当たり（円）	1世帯当たり（円）
市民税	1,329,029	50,158	100,161	1,311,404	50,984	100,800
（個人）	1,130,212	42,654	85,177	1,055,747	41,045	81,149
（法人）	198,817	7,503	14,984	255,657	9,939	19,651
固定資産税	2,055,810	77,587	154,933	2,042,166	79,394	156,969
軽自動車税	135,049	5,097	10,178	137,755	5,356	10,588
市たばこ税	174,289	6,578	13,135	167,577	6,515	12,881
鉱産税	102	4	8	101	4	8
都市計画税	109,927	4,149	8,284	109,036	4,239	8,381
計	3,804,206	143,571	286,699	3,768,039	146,491	289,626

年度/区分 / 税目	7			8※		
	調定額（千円）	1人当たり（円）	1世帯当たり（円）	当初予算額（千円）	1人当たり（円）	1世帯当たり（円）
市民税	1,412,143	56,515	110,462	1,360,894	54,464	106,453
（個人）	1,210,142	48,431	94,661	1,177,700	47,133	92,123
（法人）	202,001	8,084	15,801	183,194	7,332	14,330
固定資産税	2,058,741	82,392	161,040	2,077,584	83,147	162,514
軽自動車税	138,549	5,545	10,838	131,299	5,255	10,271
市たばこ税	164,753	6,594	12,887	156,756	6,274	12,262
鉱産税	100	4	8	100	4	8
都市計画税	108,862	4,357	8,515	109,700	4,390	8,581
計	3,883,148	155,407	303,751	3,836,333	153,533	300,089

※については、令和8年度当初予算額を令和8年3月31日の人口数・世帯数で除したもの。

5　市民税　（当初賦課時点）

（1） 徴収方法等の推移

ア. 税額

（単位:千円,%）

徴収方法＼年度		4	5	6	7	8
特別徴収	給与	905,506	878,797	802,115	911,427	938,290
	年金	69,622	69,538	64,887	83,753	90,508
	計	975,128	948,335	867,002	995,180	1,028,798
普通徴収		181,905	157,852	154,842	174,867	167,660
合計		1,157,033	1,106,187	1,021,844	1,170,047	1,196,458
特別徴収の割合		84.3	85.7	84.8	85.1	86.0

イ. 納税義務者数

（単位:人,%）

徴収方法＼年度		4	5	6	7	8
特別徴収	給与	9,220	8,993	8,934	8,889	8,633
	年金	3,757	3,735	3,933	4,143	4,357
	計	12,977	12,728	12,867	13,032	12,990
普通徴収		911	836	765	711	553
合　　計		13,888	13,564	13,632	13,743	13,543
うち均等割のみ		1,794	1,768	2,731	1,720	1,624
特別徴収の割合		93.4	93.8	94.4	94.8	95.9

ウ. 特別徴収事業所数

（単位:事業所）

年　度	4	5	6	7	8
事 業 所 数	1,589	1,583	1,570	1,595	1,597

（2） 所得区分別の推移

ア. 総所得金額等

（単位:千円）

所得区分＼年度	4	5	6	7	8
給　　与	28,468,353	27,755,341	27,278,393	28,388,967	28,938,148
営　　業	1,076,625	970,419	897,560	963,604	911,333
農　　業	468,848	376,604	451,754	423,278	519,566
譲　　渡	728,865	473,476	595,529	666,666	419,338
そ の 他	3,458,948	3,399,619	3,160,840	4,137,958	4,180,301
計	34,201,639	32,975,459	32,384,076	34,580,473	34,968,686

（注1） 2以上の所得を有する者については、最大の所得区分に全ての所得を合算している。また、マイナス所得は勘案しない。

イ. 課税所得額

（単位:千円）

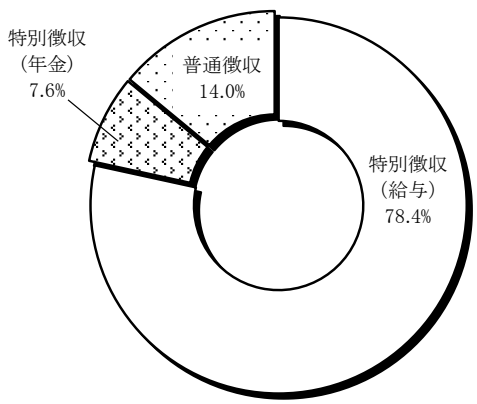
所得区分＼年度	4	5	6	7	8
給　　与	16,589,367	16,248,290	16,334,404	17,079,174	17,454,456
営　　業	663,459	573,047	560,043	593,469	549,289
農　　業	266,367	211,677	267,805	245,423	294,241
譲　　渡	720,323	465,435	589,927	655,435	413,166
そ の 他	1,594,717	1,423,549	1,531,709	1,776,814	1,939,356
計	19,834,233	18,921,998	19,283,888	20,350,315	20,650,508

ウ. 税額（所得割）

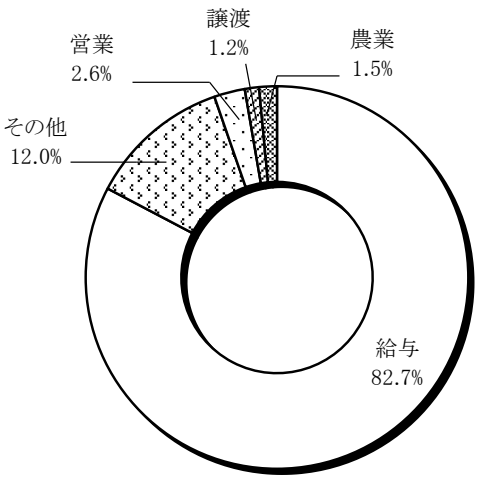
（単位:千円）

所得区分＼年度	4	5	6	7	8
給　　与	948,288	915,488	923,178	958,553	991,691
営　　業	38,443	32,909	32,119	33,750	31,457
農　　業	15,356	12,225	15,499	14,167	16,863
譲　　渡	16,059	9,145	8,245	5,893	6,779
そ の 他	90,278	88,946	97,875	116,605	109,039
計	1,108,424	1,058,713	1,076,916	1,128,968	1,155,829

(1)のア　徴収方法別税額の割合



(2)のア　所得区分別総所得金額等の割合



（3） 課税所得金額の段階別構成比

下段数値(%)は構成比

区分＼年度		4	5	6	7	8
納税義務者数（所得割）（人）	200万円以下	8,944 74.0%	8,791 74.5%	7,789 71.5%	8,722 72.6%	8,411 70.5%
	700万円以下	3,012 24.9%	2,865 24.3%	2,978 27.3%	3,153 26.2%	3,347 28.1%
	700万円超	138 1.1%	140 1.2%	134 1.2%	148 1.2%	161 1.4%
	合　計	12,094	11,796	10,901	12,023	11,919
課税所得金額（千円）	200万円以下	8,104,010 40.9%	7,974,712 42.0%	8,091,659 42.0%	8,050,033 39.6%	7,771,767 37.6%
	700万円以下	9,416,006 47.5%	8,931,542 47.2%	9,280,750 48.1%	9,855,907 48.4%	10,615,702 51.4%
	700万円超	2,314,217 11.7%	2,015,744 10.7%	1,911,479 9.9%	2,444,375 12.0%	2,263,039 11.0%
	合　計	19,834,233	18,921,998	19,283,888	20,350,315	20,650,508
税額（所得割）（千円）	200万円以下	445,617 40.2%	437,925 41.4%	440,837 40.9%	440,827 39.0%	430,630 37.3%
	700万円以下	540,641 48.9%	510,843 48.3%	530,017 49.3%	559,893 49.6%	600,685 51.9%
	700万円超	122,166 11.0%	109,945 10.4%	106,062 9.8%	128,248 11.4%	124,514 10.8%
	合　計	1,108,424	1,058,713	1,076,916	1,128,968	1,155,829

（4） 法人市民税

○法人市民税は申告制であり、大きく変動する場合があるので、年度末時点での法人数・調定額の推移を表している。

ア 納税義務者数（均等割）

（単位：法人）

区分					法人数
法人		資本金等	従業員数	均等割額	
法312条第1項	9号	50億円超	50人超	300万円	6
	8号	10億円超 50億円以下	50人超	175万円	1
	7号	10億円超	50人以下	41万円	31
	6号	1億円超 10億円以下	50人超	40万円	5
	5号	1億円超 10億円以下	50人以下	16万円	15
	4号	1,000万円超 1億円以下	50人超	15万円	12
	3号	1,000万円超 1億円以下	50人以下	13万円	132
	2号	1,000万円以下	50人超	12万円	5
	1号	上記以外の法人等	50人以下	5万円	511
合計					718

イ 納税義務者数の推移

（単位：法人）

区分＼年度	3	4	5	6	7
納税義務者数	720	721	718	711	718

ウ 調定額の推移

（単位：千円）

区分＼年度	3	4	5	6	7
均等割	85,940	82,436	80,529	85,490	82,901
法人税割	209,954	94,305	118,290	170,168	119,100
合計	295,894	176,741	198,819	255,658	202,001

6　固定資産税・都市計画税（当初賦課時点）

（1） 納税義務者数の推移

（単位：人）

区分＼年度	4	5	6	7	8
固定資産税	18,474	18,398	18,254	18,101	18,256
都市計画税	4,570	4,540	4,517	4,485	4,454

（2） 調定額の推移

（単位：千円）

区分＼年度	4	5	6	7	8
固定資産税	2,053,320	2,053,670	2,057,101	2,063,470	2,059,143
都市計画税	109,978	109,922	108,985	108,925	109,183

（3） 課税標準額（法定免税点以上）の推移

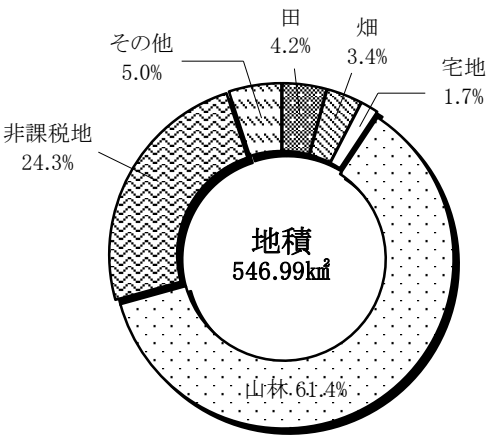
（単位：千円）

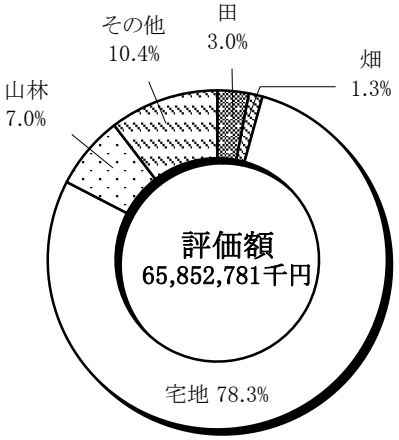
区分＼年度		4	5	6	7	8
固定資産税	土　地	32,750,660	32,327,517	32,017,450	31,703,957	31,341,737
	家　屋	52,109,772	52,667,457	51,787,783	52,163,899	53,199,465
	償却資産	62,162,703	62,631,571	63,938,751	64,235,768	63,215,416
	計	147,023,135	147,626,545	147,743,984	148,103,624	147,756,618
都市計画税	土　地	19,410,650	19,144,467	18,959,892	18,775,508	18,627,323
	家　屋	24,684,088	24,932,753	24,738,881	24,883,333	25,139,661
	計	44,094,738	44,077,220	43,698,773	43,658,841	43,766,984

（4） 地積（床面積）・評価額の推移

区分		年度	4	5	6	7	8
地積（床面積）（㎡）	土地	一般田	24,139,006	23,860,273	23,533,838	23,300,397	23,046,990
		介在田	14,375	11,805	15,799	15,640	11,833
		一般畑	19,415,558	19,280,054	19,035,482	18,910,337	18,782,772
		介在畑	17,752	13,732	14,095	13,146	10,988
		宅　地	9,132,988	9,138,479	9,136,287	9,122,063	9,138,673
		池　沼	1,804,859	1,804,518	1,804,518	1,804,518	1,804,518
		山　林	337,024,038	336,700,997	336,560,581	336,397,620	336,002,864
		牧　場	152,261	152,261	152,261	153,052	148,019
		原　野	17,775,600	17,958,979	18,368,479	18,582,037	18,884,114
		雑種地	5,911,337	5,952,592	6,046,069	6,116,798	6,137,616
		計	415,387,774	414,873,690	414,667,409	414,415,608	413,968,387
		非課税地	131,274,343	131,602,226	132,322,591	132,574,392	133,021,613
	家屋	木　造	2,766,910	2,765,264	2,763,178	2,757,844	2,752,360
		非木造	1,146,057	1,142,399	1,145,431	1,146,921	1,155,269
		計	3,912,967	3,907,663	3,908,609	3,904,765	3,907,629
評価額（千円）	土地	一般田	2,085,392	2,058,950	2,032,397	2,013,340	1,992,555
		介在田	100,499	62,136	97,143	99,199	74,494
		一般畑	882,444	876,936	866,101	860,349	854,444
		介在畑	54,501	42,337	45,346	43,114	35,583
		宅　地	54,120,289	53,367,114	52,698,353	52,072,054	51,552,282
		池　沼	264,078	264,054	264,054	264,054	264,054
		山　林	4,646,345	4,642,958	4,641,306	4,638,484	4,633,240
		牧　場	1,921	1,921	1,921	1,930	1,860
		原　野	247,348	249,959	255,678	258,538	262,452
		雑種地	6,391,783	6,297,217	6,263,478	6,209,220	6,181,817
		計	68,794,600	67,863,582	67,165,777	66,460,282	65,852,781
	家屋	木　造	23,732,156	24,600,590	24,400,389	24,622,232	24,607,470
		非木造	28,474,479	28,526,949	27,844,816	27,992,913	28,686,442
		計	52,206,635	53,127,539	52,245,205	52,615,145	53,293,912

（5） 土地（地積・評価額）の地目別構成比





（6） 宅地用途地区別地積・評価額調（法定免税点以上）

区分＼年度			4	5	6	7	8
地積（㎡）		商業地区	354,262	355,632	355,415	355,394	356,664
		住宅地区	1,733,526	1,732,864	1,731,759	1,730,696	1,728,395
		工業地区	349,088	348,990	355,229	355,229	354,909
		村落地区	5,798,863	5,791,910	5,775,431	5,756,426	5,700,426
		計	8,235,739	8,229,396	8,217,834	8,197,745	8,140,394
評価額（千円）		商業地区	8,833,699	8,747,533	8,632,751	8,561,438	8,504,874
		住宅地区	27,557,518	27,126,536	26,750,737	26,451,372	26,176,759
		工業地区	3,414,103	3,397,886	3,475,645	3,464,059	3,447,899
		村落地区	12,989,141	12,763,489	12,497,355	12,255,645	12,018,568
		計	52,794,461	52,035,444	51,356,488	50,732,514	50,148,100
単位当たり価格（円／㎡）	平均価格	商業地区	24,935	24,597	24,289	24,090	23,846
		住宅地区	15,897	15,654	15,447	15,284	15,145
		工業地区	9,780	9,736	9,784	9,752	9,715
		村落地区	2,240	2,204	2,164	2,129	2,108
		全体	6,410	6,323	6,249	6,189	6,160
	最高価格	商業地区	55,230	54,700	54,270	53,850	53,420
		住宅地区	42,690	42,270	41,940	41,520	41,090
		工業地区	22,100	22,100	21,700	21,400	21,000
		村落地区	31,520	31,310	31,110	30,970	31,200

（7） 家屋の新築状況 （増築含む）

区分＼年度		4	5	6	7	8
棟数	木造	58	58	50	29	32
	非木造	12	12	14	11	8
	計	70	70	64	40	40
床面積（㎡）	木造	13,045	7,576	4,629	2,559	3,966
	非木造	1,445	2,002	5,057	1,563	7,799
	計	14,490	9,578	9,686	4,122	11,765
評価額（千円）	木造	587,631	556,258	378,826	214,658	346,390
	非木造	105,182	137,521	429,354	142,115	681,595
	計	692,813	693,779	808,180	356,773	1,027,985
単位当たり価格（円/㎡）	木造	45,046	73,424	81,838	83,884	87,340
	非木造	72,790	68,692	84,903	90,925	87,395
	全体	47,813	72,435	83,438	86,553	87,377

（8） 住宅用新築家屋に係る軽減税額調

区分＼年度	4	5	6	7	8
対象戸数 (戸)	222	246	217	190	149
床面積 (㎡)	22,541	23,368	21,209	18,489	14,094
軽減税額 (千円)	11,207	12,084	11,400	10,175	8,438

（9） 国有資産等所在市町村交付金

(単位:円)

区分＼年度	4	5	6	7	8
国	1,703,000	1,691,500	1,683,400	1,632,200	1,622,900
県	6,988,000	6,717,200	6,600,000	6,252,700	5,963,200
合計	8,691,000	8,408,700	8,283,400	7,884,900	7,586,100

（10） 固定資産税課税台帳閲覧者数等の推移

(単位:人)

区分＼年度	4	5	6	7	8
土地	92 (2)	186 (0)	249 (3)	343 (1)	234 (0)
家屋	73 (0)	103 (0)	149 (0)	171 (0)	118 (0)
償却資産	0 (0)	4 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合計	165 (2)	293 (0)	398 (3)	514 (1)	0 (0)

※()内は、うち縦覧者数

7　軽自動車税（当初賦課時点）

（1） 車種別課税台数

（単位：台）

区分＼年度			4	5	6	7	8
原動機付自転車	50ｃｃ以下		1,872	1,758	1,693	1,591	1,529
	電動キックボード等				10	15	22
	90ｃｃ以下		228	226	220	209	209
	125cc以下		308	312	322	332	341
	ミニカー		32	35	32	32	34
	小　計		2,440	2,331	2,277	2,179	2,135
軽自動車及び小型特殊自動車	軽自動車	２　輪	384	406	401	385	390
		３　輪	0	0	0	0	0
		4輪乗用	8,204	8,118	8,151	7,977	7,924
		4輪貨物	5,754	5,702	5,624	5,548	5,463
	小型特殊	農耕用	2,364	2,306	2,249	2,190	2,187
		その他	166	164	171	169	171
	小　計		16,872	16,696	16,596	16,269	16,135
2輪の小型自動車			464	464	482	475	470
合　計			19,776	19,491	19,355	18,923	18,740

非課税（官公庁等）	137	135	136	131	139
減　免（障害者等）	256	235	224	208	204

（2） 調定額と1人（1世帯）当たりの台数

○1人当たり・1世帯当たりの台数は、各年度当初時点の台数を、その前年度末時点の人口数・世帯数（1頁参照）で除したもの。

区分＼年度	4	5	6	7	8
当初調定額　（千円）	128,106	128,617	130,620	129,959	131,318
1人当たりの台数（台/人）	0.71	0.71	0.73	0.74	0.75
1世帯当たりの台数（台/世帯）	1.44	1.43	1.46	1.45	1.47

8　その他諸税（年度末時点）

○たばこ税・鉱産税は申告制であり、大きく変動する場合があるので、年度末時点での調定額の推移を表している。

（1） 市たばこ税

区分＼年度		3	4	5	6	7
消費本数	（千本）	29,918	26,209	26,600	25,576	25,145
年度末調定額	（千円）	189,332	171,723	174,289	167,577	164,753
一人当たり消費本数	（本/人）	1,068	958	1,004	994	1,006

一人当たり消費本数については、各年度消費本数を前年度末時点の人口数(1頁参照)で除したもの

（2） 鉱産税

区分＼年度		3	4	5	6	7
年度末調定額	（千円）	123	104	102	101	100

9　国民健康保険税（当初賦課時点）

（1） 被保険者・被保険世帯数の推移

区分＼年度		4	5	6	7	8
被保険者数	（人）	5,881	5,632	5,352	5,092	4,791
	加入率→	21.0%	20.6%	20.2%	19.8%	19.2%
被保険世帯数	（世帯）	4,148	4,015	3,829	3,669	3,511
	加入率→	30.1%	29.5%	28.9%	28.2%	27.5%
1世帯当たりの被保険者数	（人/世帯）	1.42	1.40	1.40	1.39	1.36

加入率については、被保険者数・被保険世帯数を前年度末時点の人口数・世帯数(1頁参照)で除したもの

（2） 被保険者・被保険世帯の負担状況

区分＼年度		4	5	6	7	8
当初調定額	（千円）	580,795	538,886	511,303	508,337	481,414
被保険者1人当たり	（円/人）	98,758	95,683	95,535	99,831	100,483
被保険世帯1世帯当たり	（円/世帯）	140,018	134,218	133,534	138,549	137,116

１０　徴　収（年度末時点）

（1） 督促状発送件数

（単位：件）

税目＼年度		3	4	5	6	7
市民税県民税	普通徴収	1,497	1,492	1,352	1,238	1,531
	特別徴収	301	320	387	364	420
法人市民税		9	8	13	24	30
固定資産税・都市計画税		3,508	2,779	3,455	3,474	3,839
軽自動車税		1,048	1,094	1,051	1,031	1,056
国民健康保険税		3,715	3,214	3,214	3,196	3,131
合計		10,078	8,907	9,472	9,327	10,007

（2） 督促手数料・延滞金収納状況

（単位：件、千円）

区分＼年度		3	4	5	6	7
督促手数料	件数	8,113	8,600	8,051	8,050	8,636
	金額	811	860	805	805	864
延滞金	金額	15,839	14,651	13,734	10,419	8,672

（3） 財産差押等の状況

（単位：件、千円）

区分＼年度			3	4	5	6	7
預貯金	差押件数		37	172	145	160	171
	換価	件数	41	172	145	160	171
		金額	3,464	14,924	9,134	8,705	9,033
給与	差押件数		9	11	16	16	15
	換価	件数	46	8	16	16	33
		金額	3,114	3,046	3,562	2,222	1,833
生命保険等	差押件数		21	35	30	29	29
	換価	件数	14	19	3	12	9
		金額	2,785	3,904	315	2,981	3,613
不動産	差押件数		0	0	0	0	0
	換価	件数	0	0	0	0	0
		金額	0	0	0	0	0
その他	差押件数		38	37	27	25	14
	換価	件数	48	31	8	25	40
		金額	3,973	4,529	5,517	4,788	3,780
合計	差押件数		105	255	218	230	229
	換価	件数	149	230	172	213	253
		金額	13,336	26,403	18,528	18,696	18,259
捜索実施		件数	3	0	0	0	0

※ 数値は、岡山県市町村税整理組合扱い分、岡山県扱い分を含む

（4） 交付要求等の状況

（単位：千円,件）

区分＼年度		3	4	5	6	7
過年度からの繰越	件数	1	3	9	1	2
新　規　要　求	件数	5	15	8	2	2
配　当　受　領（過年度要求分含）	件数	2	3	8	1	0
	金額	362	156	3,418	144	0
取　下　・　解　除	件数	1	6	8	0	4
要求中（翌年度へ繰越）	件数	3	9	1	2	0

※「取下・解除」は無配当または配当以外による入金があったもの

（5） 岡山県市町村税整理組合

（単位：千円,件）

区分＼年度		3	4	5	6	7
組　合　分　担　金		3,794	3,832	4,369	3,677	4,415
収納状況	本　税	16,231	17,842	21,921	16,937	18,936
	督促手数料	83	65	112	71	71
	延　滞　金	4,894	4,379	4,159	3,932	3,742
	計	21,208	22,286	26,192	20,940	22,749
委　託　本　税　残　額		32,231	41,335	42,361	51,912	58,329
年度末時点委託件数		63	100	169	182	194

※ 金額は県税を含む

（6） 岡山県 （令和3年度までは岡山県滞納整理推進機構の数値※令和3年度末で解散）

（単位：千円,件）

区分＼年度		3	4	5	6	7
機　構　負　担　金		426	48	48	24	
収納状況	本　税	8,221	535	512	984	
	督促手数料	39	1	2	34	
	延　滞　金	2,379	186	50	213	
	計	10,639	722	564	1,231	
引　継　本　税　残　額		0	710	1,666	0	
年度末時点引継件数		0	6	8	0	

※ 金額は県税を含む

（7） 市税等欠損処分の推移（年度末時点）

（単位:円,件）

税目		3		4		5		6		7	
		金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数
市県民税（個人）	執行停止後3年経過	2,196,160	114	2,136,500	129	1,457,121	102	1,134,300	103	419,760	12
	納付義務の消滅	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	執行停止期間中の時効完成	323,800	15	483,400	27	386,328	17	309,100	19	1,325,000	59
	時効完成	1,722,700	91	2,262,400	136	1,858,012	93	919,600	42	2,231,720	112
	計	4,242,660	220	4,882,300	292	3,701,461	212	2,363,000	164	3,976,480	183
市民税（法人）	執行停止後3年経過	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	納付義務の消滅	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	執行停止期間中の時効完成	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	時効完成	50,000	1	216,900	4	145,800	3	1,220,000	10	50,000	1
	計	50,000	1	216,900	4	145,800	3	1,220,000	10	50,000	1
固定資産税・都市計画税	執行停止後3年経過	216,000	55	265,300	30	501,770	62	2,074,800	216	84,200	9
	納付義務の消滅	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	執行停止期間中の時効完成	508,100	80	622,200	85	479,000	73	1,339,900	55	69,900	24
	時効完成	3,693,600	678	5,034,940	851	5,365,687	818	9,856,000	818	6,448,908	855
	計	4,417,700	813	5,922,440	966	6,346,457	953	13,270,700	1,089	6,603,008	888
軽自動車税	執行停止後3年経過	62,300	14	74,200	18	98,100	29	174,920	28	0	0
	納付義務の消滅	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	執行停止期間中の時効完成	147,400	23	111,600	21	90,300	17	18,900	4	14,900	2
	時効完成	789,200	180	514,950	136	626,500	129	479,200	102	982,978	162
	計	998,900	217	700,750	175	814,900	175	673,020	134	997,878	164
国民健康保険税	執行停止後3年経過	978,000	213	1,615,170	178	2,178,898	266	1,915,081	201	675,950	27
	納付義務の消滅	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	執行停止期間中の時効完成	703,430	62	1,184,400	90	781,900	74	699,400	99	2,217,600	190
	時効完成	1,582,293	196	3,899,010	358	3,850,359	372	4,380,119	209	6,572,790	532
	計	3,263,723	471	6,698,580	626	6,811,157	712	6,994,600	509	9,466,340	749
合計		12,972,983	1,722	18,420,970	2,063	17,819,775	2,055	24,521,320	1,906	21,093,706	1,985

（8） 市税等調定及び収納状況の推移（年度末時点）

市　税

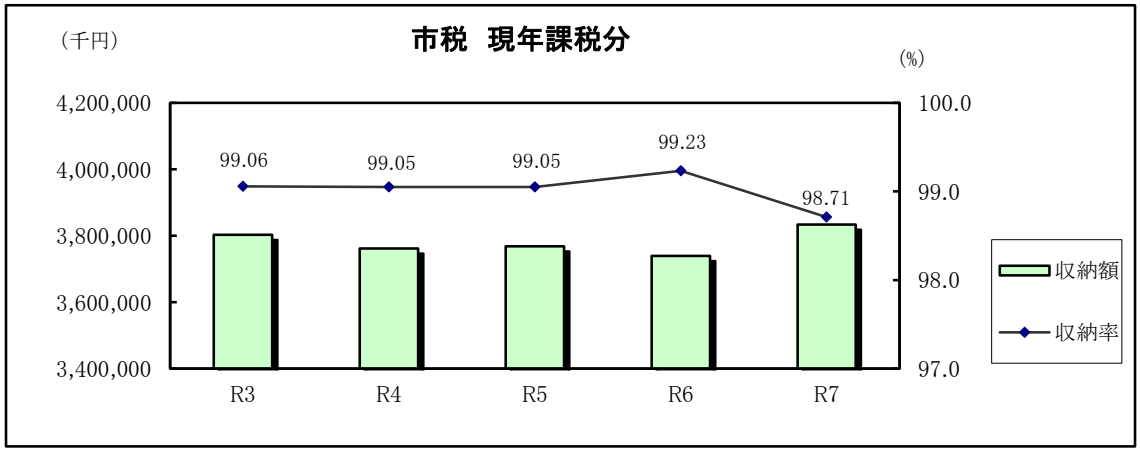
※収納額は未還付額を含まない。
（単位：千円、％）

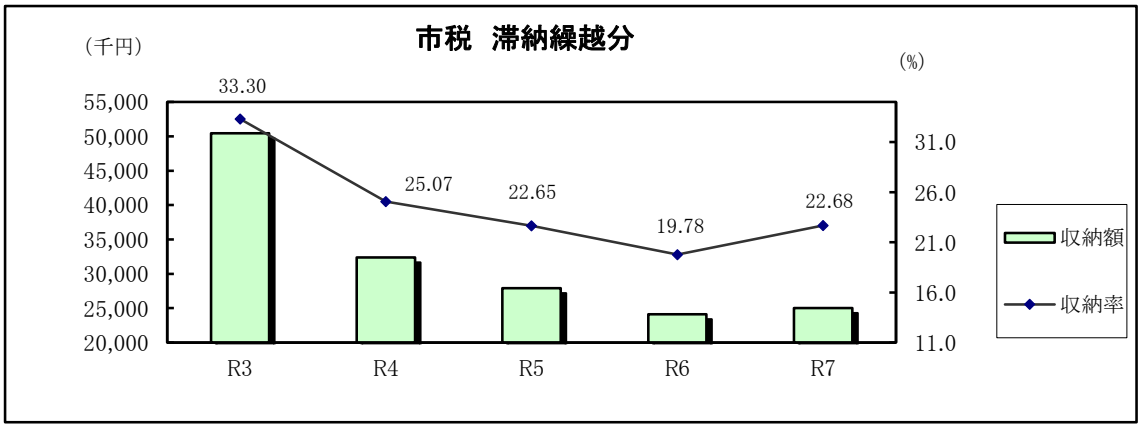
税目＼年度・区分		3			4			5			6			7		
		調定額	収納額	収納率	調定額	収納額	収納率	調定額	収納額	収納率	調定額	収納額	収納率	調定額	収納額	収納率
現年課税分	市民税	1,454,134	1,438,719	98.94	1,353,410	1,338,948	98.93	1,329,029	1,315,282	98.97	1,311,404	1,296,692	98.87	1,412,143	1,389,620	98.40
	（個人）	1,158,241	1,143,514	98.73	1,176,668	1,162,598	98.80	1,130,212	1,117,212	98.85	1,055,747	1,041,805	98.67	1,210,142	1,188,380	98.19
	（法人）	295,894	295,206	99.77	176,742	176,350	99.78	198,817	198,070	99.62	255,657	254,887	99.70	202,001	201,240	99.62
	固定資産税	1,956,979	1,939,839	99.12	2,027,406	2,009,155	99.10	2,055,810	2,036,735	99.07	2,042,166	2,030,785	99.44	2,058,741	2,035,242	98.84
	（固定資産税）	1,948,087	1,930,947	99.12	2,018,710	2,000,459	99.10	2,047,387	2,028,312	99.07	2,033,883	2,022,502	99.44	2,050,856	2,027,357	98.84
	（交付金納付金）	8,891	8,891	100.00	8,696	8,696	100.00	8,423	8,423	100.00	8,283	8,283	100.00	7,885	7,885	100.00
	軽自動車税	132,639	129,934	97.96	135,174	132,747	98.20	135,049	132,812	98.34	137,755	135,562	98.41	138,549	136,252	98.32
	市たばこ税	189,332	189,332	100.00	171,723	171,723	100.00	174,289	174,288	100.00	167,577	167,577	100.00	164,753	164,753	100.00
	都市計画税	106,018	105,100	99.13	109,927	108,938	99.10	109,927	108,912	99.08	109,036	108,425	99.44	108,862	107,614	98.85
	鉱産税	123	123	100.00	104	104	100.00	102	102	100.00	101	101	100.00	100	100	100.00
現年課税分計		3,839,225	3,803,047	99.06	3,797,745	3,761,616	99.05	3,804,206	3,768,131	99.05	3,768,039	3,739,142	99.23	3,883,148	3,833,581	98.71
滞納繰越分	市民税	33,474	10,887	32.52	35,403	11,926	33.69	34,787	10,808	31.07	35,452	10,107	28.51	37,535	9,328	24.85
	（個人）	29,760	9,683	32.54	32,254	11,809	36.61	31,580	10,323	32.69	32,128	9,789	30.47	34,979	8,917	25.49
	（法人）	3,714	1,203	32.39	3,149	117	3.71	3,207	485	15.11	3,324	318	9.57	2,556	411	16.06
	固定資産税	102,304	35,370	34.57	79,901	17,345	21.71	75,206	14,441	19.20	73,834	11,660	15.75	61,117	13,277	21.69
	軽自動車税	9,704	2,118	21.82	9,292	2,124	22.86	8,894	1,824	20.51	8,491	1,722	20.28	8,292	1,699	20.49
	都市計画税	5,980	2,068	34.58	4,586	996	21.71	4,257	817	19.20	4,114	649	15.79	3,374	733	21.72
滞納繰越分計		151,462	50,443	33.30	129,182	32,390	25.07	123,144	27,890	22.65	121,891	24,138	19.78	110,318	25,037	22.68
合　計		3,990,687	3,853,489	96.56	3,926,927	3,794,006	96.62	3,927,350	3,796,021	96.66	3,889,930	3,763,280	96.74	3,993,466	3,858,618	96.61

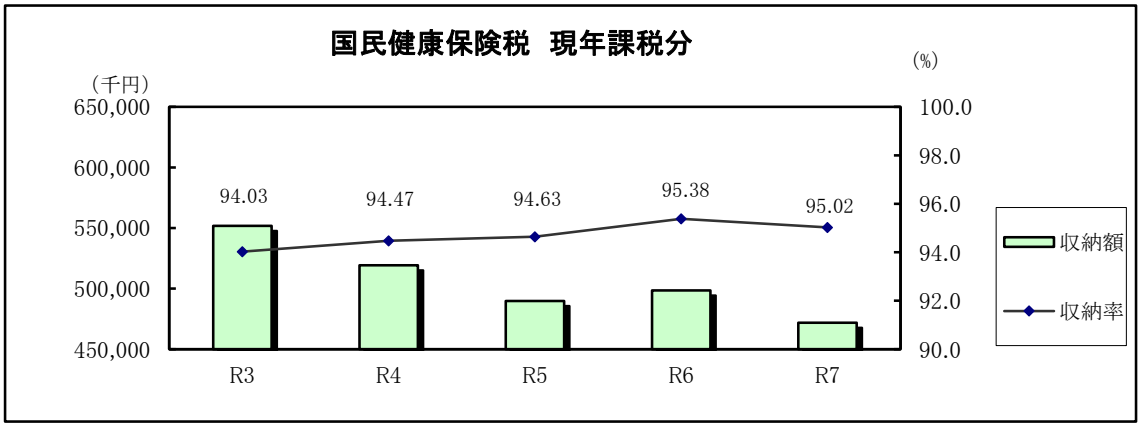
国民健康保険税

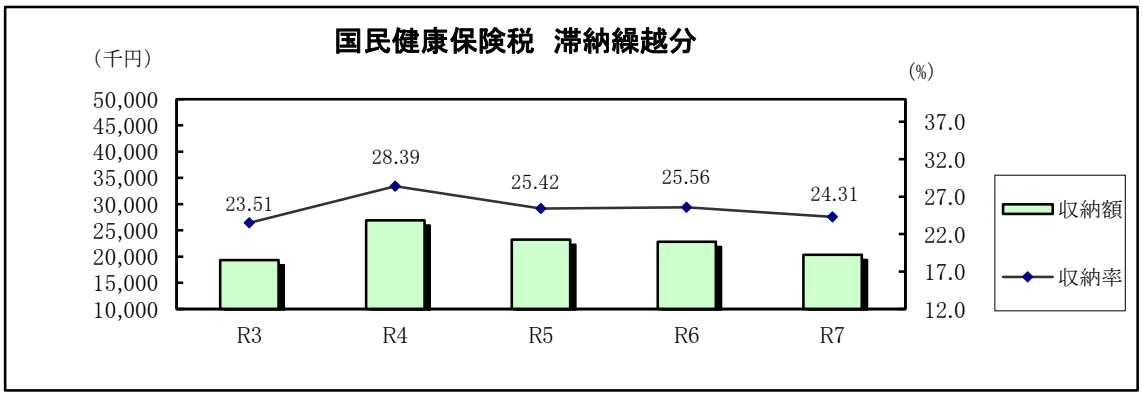
現年課税分		586,772	551,713	94.03	549,603	519,208	94.47	517,460	489,698	94.63	521,878	498,433	95.38	496,086	471,795	95.02
滞納繰越分		82,222	19,327	23.51	94,690	26,883	28.39	91,504	23,259	25.42	89,197	22,797	25.56	83,533	20,312	24.31
合　計		668,994	571,040	85.36	644,293	546,090	84.76	608,964	512,957	84.23	611,075	521,230	85.19	579,619	492,107	84.83

１０　徴　収









※収納額は未還付額を含まない

１１　納付方法別収納状況

（単位:件、千円）

納付方法＼税目		市県民税	固定資産税	軽自動車税	国民健康保険税	全体
口座振替	件数	3,080	24,139	7,024	8,955	43,198
	金額	122,140	1,128,846	43,107	221,320	1,515,413
	利用率	34.82%	57.11%	36.98%	48.03%	48.68%
コンビニ収納 スマホ決済	件数	1,846	5,086	4,274	2,601	13,807
	金額	51,635	102,746	32,312	50,750	237,443
	利用率	20.87%	12.03%	22.50%	13.95%	15.56%
その他	件数	3,919	13,039	7,696	7,088	31,742
	金額	148,893	912,711	53,950	144,294	1,259,848
	利用率	44.31%	30.85%	40.52%	38.02%	35.77%
合計	件数	8,845	42,264	18,994	18,644	88,747
	金額	322,668	2,144,303	129,369	416,364	3,012,704

１２　証明・閲覧手数料の推移

区分＼年度	3	4	5	6	7
証明	1,420	1,674	1,528	1,383	649
閲覧	620	701	722	596	1,559
計	2,040	2,375	2,250	1,979	2,208

納税その他公課に関する証明	1件につき	300円
土地または建物に関する証明	1件につき	300円
住宅用家屋の証明	1件につき	1,300円

１３　収納機関・口座振替・納期限

（1） 公金収納可能場所

高梁市役所	高梁市役所、地域局（有漢・成羽・川上・備中）、連絡所（中・坂本・吹屋） 地域市民センター（津川・川面・巨瀬・中井・玉川・宇治・松原・高倉・落合）
高梁市指定金融機関	トマト銀行　本店 及び 各支店
高梁市 収納代理金融機関	中国銀行　本店 及び 各支店 備北信用金庫　本店 及び 各支店 中国労働金庫　本店 及び 各支店 晴れの国岡山農業協同組合　本店 及び 各支店 郵便局（簡易郵便局を含む） 及び ゆうちょ銀行
コンビニエンスストア	セブン―イレブン、ローソン、ローソンストア100、ファミリーマート、 デイリーヤマザキ、 ニューヤマザキデイリーストア、ミニストップ、 ポプラ、生活彩家、くらしハウス、スリーエイト、セイコーマート、 ハマナスクラブ、ハセガワストア、タイエー、MMK設置店
スマホ等決済アプリ	PayPay（請求書払い）、支払秘書、PayB
その他	QRコードを印刷している場合は、全国の地方税統一QRコード対応金融機関で納付可能 QRコードを印刷していない場合は、中国5県の郵便局 及び ゆうちょ銀行で納付可能 ※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

（2） 口座振替

申 込 手 続	口座振替希望者は、口座振替依頼書を金融機関等の窓口に提出する 申込期限は、原則各振替日の前月20日まで
指定預金口座	普通預金、当座預金、納税準備預金のうち1口座
振　替　日	各納付月の末日（納期限の日）
取扱金融機関	「高梁市指定金融機関」及び「高梁市収納代理金融機関」（詳細は上表）
そ　の　他	○振替日に残高不足等で振替できなかった場合、再振替は行わない。
	○「全納」での振替ができなかった場合は、当該年度に限り翌期から「期別」振替とする。

（3） 納期限及び口座振替日

税目＼納付月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
市民税･県民税（普通徴収）			1期〈全期〉		2期		3期			4期	
固定資産税 都市計画税	1期〈全期〉			2期					3期		4期
軽自動車税（種別割）		全期									
国民健康保険税（普通徴収）				1期〈全期〉	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期

※ 各納付月の末日(12月については25日)が納期限(口座振替日)。 ただし、末日(12月については25日)が土･日曜日、祝日の場合は、翌金融機関営業日が納期限(口座振替日)。

市民税・県民税（特別徴収）	給　　与	翌月の10日まで（ 6月から翌年の5月まで ）
	年　　金	支給月の翌月の10日まで
	退職所得	支払った月の翌月の10日まで
法人市民税		事業年度終了の日から2か月以内
市たばこ税		翌月の末日まで
鉱　　産　　税		翌月の末日まで
国民健康保険税(特別徴収/年金)		支給月の翌月の10日まで

１４　税率の変遷

＜市税の税率＞

区分＼年度			H31 ～ R5			R6～
市民税	個人分	均等割	3,500円＜2,000円＞ ※＜＞は県民税。うち500円は「おかやま森づくり県民税」。R6～森林環境税（国税）1,000円を個人市県民税と併せて徴収。			3,000円＜1,500円＞
		所得割	6% ＜ 4% ＞ ※＜＞は県民税			
	法人分	均等割	資本金等区分	従業員数	税率	
			50億円超	50人超	300万円	
			10億円超 50億円以下	50人超	175万円	
			10億円超	50人以下	41万円	
			1億円超 10億円以下	50人超	40万円	
				50人以下	16万円	
			1,000万円超 1億円以下	50人超	15万円	
				50人以下	13万円	
			1,000万円以下	50人超	12万円	
			上記に掲げる法人以外の法人等		5万円	
		法人税割	8.4% ※令和元年10月1日より前に開始した事業年度の税率は12.1%			
固定資産税		税率	1.4%			
		免税点	土地30万円、家屋20万円、償却資産150万円			
軽自動車税			区分		平成30年度からの税率	
			原動機付自転車	50cc以下	2,000円	
				電動キックボード等	2,000円	
				50cc超90cc以下	2,000円	
				90cc超125cc以下	2,400円	
				ミニカー	3,700円	
			2輪の軽自動車	125cc超250cc以下	3,600円	
			2輪の小型自動車	250cc超	6,000円	
			小型特殊自動車	農耕用	2,400円	
				その他	5,900円	
			軽自動車	三輪のもの	※ 下表のとおり	
			軽自動車（4輪以上のもの）	乗用 自家用		
				乗用 営業用		
				貨物 自家用		
				貨物 営業用		
都市計画税		税率	0.25%			
鉱産税		税率	課税標準額 200万円超 1.0% 課税標準額 200万円以下 0.7%			

			H31		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
市たばこ税	税率 1,000本当たり （全国平均単価）	旧3級品以外	5,692円（H30.10.1～R2.9.30）		6,122円 （R2.10.1～R3.9.30）	6,552円 （R3.10.1～）					
		旧3級品	4,000円 （H30.4.1～R1.9.30）	5,692円 （R1.10.1～）							

※

年度		H31 ～ R8					
区分		税率					
		初度検査年月が平成25年3月以前の車両	初度検査年月が平成25年4月～平成27年3月の車両	初度検査年月が平成27年4月以降の車両	ｸﾞﾘｰﾝ化特例（燃費性能に応じて適用）		
					電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリット車、天然ガス自動車（平成30年排出ガス規制適合又は平成21年排出ガス規制10%以上低減達成）		概ね75%軽減
軽自動車（三輪のもの）		4,600円	3,100円	3,900円	ガソリン車 ハイブリット車 *乗用（営業用）に限る	令和2年度燃費基準達成かつ令和12年度燃費基準90%達成	概ね50%軽減 （R8で終了）
軽自動車（四輪以上のもの）	乗用 自家用	12,900円	7,200円	10,800円			
	乗用 営業用	8,200円	5,500円	6,900円			
	貨物 自家用	6,000円	4,000円	5,000円		令和2年度燃費基準達成かつ令和12年度燃費基準70%達成	概ね25%軽減 （R7で終了）
	貨物 営業用	4,500円	3,000円	3,800円			

＜国民健康保険税の税率＞

医療保険分

区分＼年度	4	5	6	7	8
所得割（%）	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0
均等割（円）	23,900	23,900	23,900	23,900	23,900
平等割（円）	18,500	18,500	18,500	18,500	18,500
賦課限度額（年間）	65万円	65万円	65万円	66万円	67万円

介護保険分

区分＼年度	4	5	6	7	8
所得割（%）	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2
均等割（円）	10,500	10,500	10,500	10,500	10,500
平等割（円）	5,300	5,300	5,300	5,300	5,300
賦課限度額（年間）	17万円	17万円	17万円	17万円	17万円

後期高齢者支援金分

区分＼年度	4	5	6	7	8
所得割（%）	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1
均等割（円）	9,400	9,400	9,400	9,400	9,400
平等割（円）	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500
賦課限度額（年間）	20万円	22万円	24万円	26万円	26万円

子ども・子育て支援納付金分（令和8年度新設）

区分＼年度	4	5	6	7	8
所得割（%）					0.3
均等割（円）					18歳未満被保険者 1,100 18歳以上被保険者 1,140
平等割（円）					700
賦課限度額（年間）					3万円

※所得割　：　加入者ごとの基礎控除（43万円）後の前年中の総所得金額等に税率を乗じて算出
※均等割　：　加入者1人当たりの年額に加入者数を乗じて算出
※平等割　：　1世帯当たりの年額
※子ども・子育て支援納付金分における18歳未満被保険者の均等割は全額軽減

＜＜ 関係機関一覧 ＞＞

	名 称	住 所	電話番号
国税	高梁税務署	〒716-0029 高梁市向町13	0866-22-2546 （音声案内）
県税	岡山県 総務部 税務課	〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6	086-226-7241 （代表）
	岡山県 備中県民局　税務部	〒710-8530 倉敷市羽島1083	086-434-7012
	高梁地域事務所　地域総務課 ※県税の納付、納税証明書の発行	〒716-8585 高梁市落合町近似286-1	0866-21-2820
車両登録	軽自動車検査協会　岡山事務所 ※三輪以上の軽自動車	〒701-0144 岡山市北区久米177-3	050-3816-3084
	中国運輸局　岡山運輸支局 ※二輪の軽自動車(250cc以下のバイク) ※二輪の小型自動車(250ccを超えるバイク)	〒701-1133 岡山市北区富吉5301-5	050-5540-2072 （登録部門）
その他	岡山地方法務局　高梁支局	〒716-0062 高梁市落合町近似500-20	0866-22-2318 （代表）
	日本年金機構　高梁年金事務所	〒716-8668 高梁市旭町1393-5	0866-21-0570 （代表）
	岡山県市町村税整理組合	〒700-0975 岡山市北区今2-2-1 岡山県市町村振興センター内	086-245-4890 （代表）
	岡山地方裁判所　民事部	〒700-0807 岡山市北区南方1-8-42	086-222-6771
	岡山県市町村税務協会	〒700-8554 岡山市北区大供1-2-3 （岡山市財政局税制課内）	086-803-1166

＜＜ 用語解説 ＞＞

ﾍﾟｰｼﾞ	用語	解説
P7	地方譲与税	国税として徴収した特定の税目の収入の全額または一部を、一定の基準に基づいて地方公共団体に譲与するもの。譲与税ともいう。
P7	基準財政需要額	各地方公共団体が合理的水準で行政事務を遂行するために必要な経費を毎年推計したもの。基準財政収入額とともに普通地方交付税の算定に用いられる。
P7	基準財政収入額	地方公共団体の標準的な地方税収額。税収見込み額の75％に地方譲与税などを加えたもので、基準財政需要額とともに普通地方交付税の算定に用いられる。
P7	財政力指数	地方公共団体の財政力を示す指標。普通交付税の算定に用いられた基準財政収入額を基準財政需要額で除した数値を過去3ヵ年間について単純平均して求める。財政力指数が1をこえる団体を富裕団体と呼び，0.4未満を過疎団体の一要件とするなど，国が地方公共団体に対する財政援助の程度を決定する際の指標として用いられる。
P9	特別徴収	地方税の徴収について、給与支払者・事業経営者などに納税義務者が負担すべき税を徴収させ、その徴収すべき税を納付すること。
P9	普通徴収	地方税の徴収について、納税義務者が自身で納付すること。
P9	均等割	住民税の課税形態の一つで、個人及び法人に対して均等の額で課税されるもの。
P10	総所得金額等	合計所得金額（給与所得だけでなく他の所得がある場合はそれぞれの所得で計算して合計したもの）に純損失（事業用資産の損失）・雑損失（生活必需品の資産の損失）の繰越控除（損失額が大きく、当該年の控除の限度額を超えた場合、翌年以降3年間、繰り越して所得金額から差し引くこと）をしたもの。
P10	所得金額	収入から経費を引いた金額のことで、給与では給与所得控除額を差し引いた金額、自営業の場合は収入から経費を引いた金額となる。
P10	課税所得額	所得を課税物件とする住民税等において、課税標準となるべき所得から所定の所得控除を差引いた所得金額をいう。一般に所得とは、年間収入金額から必要経費を控除したものと考えることができるが、このようにして計算された所得総額から非課税所得（課税を免除された所得）、さらに税法上認められた所得控除額を差引いたものが課税所得であり、これに所定の税率を乗じて納付税額が算定される。
P10	所得割	住民税の課税形態の一つで、個人の所得の額によって課税されるもの。
P13	課税標準額	課税物件（所得、取得財産、製造業からの移出等）を金額で表したもので、税率を適用して税額を得るための基礎となるもの。
P13	法定免税点	固定資産税・都市計画税については、同一の名義人が所有する固定資産の課税標準額の合計が一定の金額に満たない場合は課税されないが、その金額のこと。
P14	評価額	固定資産税を賦課するための基準となる金額。
P14	介在田・介在畑	農地法第4条又は、第5条の許可等を受けた田・畑のことをいう。現況が農地であっても実質的には宅地等として潜在的価値を有していると考えられることから、宅地並みの課税がされるもの。
P15	宅地用途地区	主として住宅用地が連続する地区。
P16	軽減税額	新築住宅については、新築後一定期間の固定資産税が軽減されるが、その軽減税額。
P16	国有資産等所在市町村交付金	国や都道府県、地方公共団体が所有する固定資産のうち公共の用に供しないものについて、その固定資産が所在する市町村に対して、固定資産税の代わりに交付するもの。
P16	閲覧	納税義務者等が、必要に応じて関係する固定資産の固定資産課税台帳を調べながら見ること。
P16	縦覧	土地又は家屋の納税義務者が、通常4月1日から最初の納期限までの間、土地価格等縦覧帳簿・家屋価格等縦覧帳簿により当該市町村の自己所有以外の土地又は家屋の価格を調べながら見ること。

令和８年度版　市 税 概 要

発行　令和8年10月
編集　高梁市総務部税務課
〒716-8501　岡山県高梁市松原通2043
TEL: (0866)21-0215　　FAX: (0866)22-6076
E-mail：zeimu@city.takahashi.lg.jp
U R L ：http://www.city.takahashi.okayama.jp/